

令和7年1月27日

介護保険被保険者主治医 各位

海老名市保健福祉部 介護保険課長

介護保険主治医意見書の作成について（御依頼）

日頃より保健福祉事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、要介護認定の判定資料となる主治医意見書に書かれている情報は、被保険者の正確な審査につなげるために大変重要となります。

つきましては、主治医意見書を作成する際には、現在の病状の説明にとどまることなく可能な限り、下記の内容を御記入いただきますよう、あらためて御協力をお願いいたします。

記

- 1 主治医意見書に具体的に記入していただきたいこと。
 - (1) 介護の必要性について
 - ①何故、介護が必要か。(特に日常生活自立度が両方とも自立の場合)
 - ②現在のお困りごとは何か。(誰が何に困っているのか。)
 - (2) 可能な限りの身長体重について
 - ①測定が困難な場合、デイサービス等での測定結果の自己申告でも参考になります。
 - ②見た目の痩せ、肥満だけでも参考になります。
 - (3) 診断のついた病態の今後の変化及び予後の見通しについて
 - ①1年後はどうか、改善に向かうのか、悪化の可能性が高いのか等
 - ②癌がある場合、ステージや予後の見通し、いつ罹患したのか、癌の種類
 - ③癌末期以外でも看取り期にある場合の見通し
 - ④認知症の場合は、なるべく多くの情報（症状の具体的な内容や頻度等）を御記載いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。
 - (4) 第1号被保険者について、負傷等の原因として交通事故等の第三者行為が疑われる場合
 - ①「5. 特記すべき事項」に「第三者行為」といった旨の記載をお願いします。

※ 御記入いただく箇所は、「1 傷病に関する意見」欄、または、「5 特記すべき事項」の欄のどちらでも構いません。また、箇条書きでも構いません。御面倒をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。

【事務担当】

介護保険課 介護認定係

☎ 046-235-4953（直通）

E-mail kaigo@city.ebina.kanagawa.jp